

合併特例債の起債期限の延長を求める意見書

鳥取市は平成の大合併により、平成16年11月に周辺8町村と合併し新鳥取市として誕生したところである。

合併特例債は、合併年度、及びこれに続く10カ年度に限り活用を認められている地方債であり、本市においても、全市域における一体感の醸成や均衡ある発展を図るために活用し、新市まちづくり計画に基づき各種事業を計画的に進めているところである。

本年3月に発生した東日本大震災を中心とした震災からの早期復興のためには、財源及び建設資材等をこれら被災地へ優先的に投入していく必要があることから、被災地以外の市町村の中には大規模事業の見直しや事業の先送りなどを余儀なくされる状況も発生すると考えられる。

既に本市においても、東日本大震災を教訓に、これまでの想定以上の防災拠点の充実、整備を推進することとしているが、当初の合併特例債の期限内の事業完了は不透明な状況である。

については、所期の目的どおり新市まちづくり計画に位置付けた各種事業を着実に進めていくために、普通交付税合併算定替えの激変緩和措置の期間に合わせて下記の措置を講じられるよう強く要請する。

記

- 1 合併特例債の起債期限を、普通交付税合併算定替えの激変緩和措置の期間に合わせて5年間延長すること。

以上、地方自治法第99条の規定により意見書を提出する。

平成23年9月20日

鳥取市議会議長 中西 照 典

内閣総理大臣
総務大臣 様
財務大臣